

新たな発火性危険物の分別収集について

火災リスクの低減と市民の意識向上を図り、安全なごみの収集・処理を行うため、従来から収集している危険ごみ（スプレー缶・カセットボンベ）に加え、リチウムイオン電池などの充電式電池のほか、それが内蔵された製品のうち混入の多い品目を「発火性危険物」として分別収集します。

1 新たに対象とするもの

充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）、モバイルバッテリー、加熱式たばこ（充電器含む）、電子たばこ

2 収集場所

資源ごみ集積所（約 870 か所）

3 収集方法

地域ごとの収集日（月 1 日）にスプレー缶・カセットボンベと同時に回収

4 収集人員及び車両

スプレー缶・カセットボンベと同じ

5 市民の排出方法

充電式電池等は透明の袋に入れ、回収かごに出します。

6 回収物運搬先

収集運搬委託業者がスプレー缶・カセットボンベを再資源化施設（㈱岩田清掃）へ搬入し、充電式電池等を環境事業センターへ持ち込みます。

7 収集量見込み

スプレー缶・カセットボンベ＝1,700kg/月（113kg/回）

充電式電池等＝15～30kg/月（1～2kg/回）

8 スケジュール（予定）

令和3年11月 市民周知（11/15号広報全戸配布）

12月 分別収集開始

9 その他

集積所で回収しない充電式電池が内蔵された電化製品については、小型家電として公共施設で拠点回収を行っていることを併せて周知します。